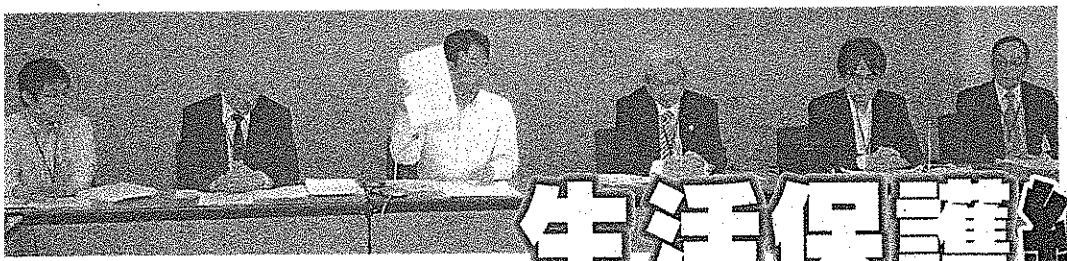

生活保護法改悪案の撤回・廃案を求める緊急声明を発表する生活保護問題対策全国会議の記者会見＝15日、厚労省

「生活に困った人の多くを生活保護の窓口から締め出すものだ」。安倍政権が今国会に提出(17日)した生活保護法改悪案などに怒りの声があがっています。どんな内容なのか。 坂本健吾記者

生活保護締め出し

扶養義務強化 法案提出

生活保護法改悪案の撤回・廃案を求める緊急アクション。首相官邸前で「申請権の侵害を許さないぞ」「私たちの生存権を奪うな」と訴えました＝17日

餓死事件生んだ「水際作戦」合法化

「書類が提出されないと、生活保護の申請として扱わなくていいことになる」

弁護士や生活困窮者を支援する人などでつくる生活保護問題対策全国会議の記者会見(15日)。同会議事務局長の小久保哲郎弁護士はこう批判しました。

いまの生活保護法は、生活保護の申請方法を明示していません。口頭でも申請できます。

生活に困った人が申請したら、役所はこれを受け付け、調査し、生活保護の要否を決定します。

ところが改悪案は、申請書を「提出してしなければならない」と明記。記入項目も、収入・資産や就労・求職活動、親族の扶養など具体的に示しました。(24条1項)

申請書には、生活保護の要否決定に必要な書類も添付しなければなりません。(同条2項)

これまでも一部の役所で違法な「水際作戦」が行われてきました。申請書を渡さない、申請のときに必要のない書類の提出を求めて追い返す―。北九州市や札幌市などでは、生活に困った人が役所に追い返され、餓死する事件も起きています。

改悪案は、〝必要な書類がそろっていない〟などと言って申請者を締め出すことを合法化しようというのです。

しかし、生活保護は、憲法25条に基づき、国民の生存権を保障した制度です。生活に困ったときには、生活保護を申請する権利があります。申請権の侵害は違法です。

親族の収入・資産 職場や銀行調査

改悪案は、親族(親子や兄弟姉妹など)による扶養義務も強化します。

現行法では、親族による扶養は生活保護を受けるための要件ではありません。仕送りなどの扶養が行われた場合、その分保護費を減らすだけです。

ところが、改悪案で役所が認めた場合には―。

▽親族に保護の開始を「通知しなければならない」(24条8項)

▽なぜ扶養できないのか、親族に「報告を求めることができる」(28条2項)

▽親族の収入・資産などの情報も、官公署や日本年金機構、銀行、勤め先などに資料提供や報告を求めることができる(29条1項)

「脅し」文書も

その結果、どうなるのか。同会議の緊急声明は、親族にこんな文書が送られると警告します。

「正直に収入や資産状況を告白し、できうる限りの扶養(仕送り等)を行わなければ、官公署・銀行、さらには勤務先にまで洗いざらい調査をかけ、事後的に本人に支弁した保護費の支払いを求めることがあるぞと受け取れる『脅し』の文書が想定される」

小久保弁護士は、「役所がこういう文書を出せば〝親族に迷惑をかけられない〟と申請を断念する人が続出する」と訴えます。

3回目でやっと申請書

東京都内で生活保護を受けている一人暮らしの男性(44)は、精神を病んで通院しています。

役所に2回行きましたが、電気やガス代、電話代、預金通帳などの提出を求められ、3回目でようやく申請書を受け取ることができました。

今回の改悪案について「申請をためらう人が増える。人権を無視するもので許せない」と怒ります。

男性は、妹が結婚してから交流がなく、母親は年金暮らし。改悪案の扶養義務の強化について、「親や妹たちに迷惑がかかるのではないか」と心配します。

田村憲久厚生労働相は、改悪案で「運用は変わらない」(17日の記者会見)と弁明していますが、小久保弁護士はこう反論します。

「法案を読めば、それは考えられません。厚労相は〝口頭申請も認める〟と言いますが、書類を備えない人に代筆を認めるということにすぎません。今は、口頭でも申請の意思が明確であれば、役所に審査し答える義務が生じます。

しかし、法案は、申請書と必要な書類の提出を申請者に義務付けています。違法な『水際作戦』に合法のお墨付きを与えるものです」

怒る当事者

社会保障改悪の突破口

国民の力でやめさせよう

社会保障制度の大改悪を進めようとしている安倍政権。その最初の標的が生活保護です。

生活保護基準の大幅引き下げ(8月実施、3年間で6.5%、670億円削減)に続く、改悪法案の提出。これを突破口に、介護、医療、年金、保育などの改悪に乗り出そうとしています。

日本共産党は、消費税に頼らず社会保障を拡充する抜本的対策を掲げ、消費税増税と社会保障改悪を許さない国民的なたたかいの発展に力を尽くすと表明しています。